

質問及び回答

実施要領に関するもの

質問内容	回答内容
3頁 4 プロポーザルに関する手続き (3)参加申込書の受付 ②提出書類 カ 添付書類 財務諸表の写しは、財務三表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 財務諸表とは財務三表である貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書になります。

仕様書に関するもの

質問内容	回答内容
3頁 第1章 一般事項 第8条(営業日及び営業時間) 2項 (1)「週1日は夜間窓口を午後7時まで開設すること」とありますが、曜日については甲乙協議のうえ定めると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、利用者の混乱を避けるため、特定の曜日に固定することを想定しております。
3頁 第1章 一般事項 第8条(営業日及び営業時間) 2項 (3)「電話受付は、毎日午前7時から午後9時まで」とありますが、電話転送等の措置を講ずることによりセンター内での待機は不要と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 センターの営業時間終了後は、センターの電話番号を転送することにより、センター外での受付を想定しております。
3頁 第1章 一般事項 第8条(営業日及び営業時間) 4項「その他の業務については、原則として乙の営業日に行うものとする」とありますが、検針業務は検針基準日を考慮し、営業日以外でも実施すると解釈してよろしいでしょうか。	原則としては乙の営業日に行うものですが、乙の営業日以外に業務を行わなければ不都合が生じる場合、翌営業日では事務処理に遅れが生じる場合等は甲乙協議の上定めることとしております。 「検針基準日を考慮し・・・」とのことですが、上記のようなやむを得ない場合、営業日及び営業時間以外に実施する事は可能です。

<p>5頁 第2章 料金徴収等管理業務委託の内容 第12条（窓口業務の内容） 2項 （7）</p> <p>「ア 同一世帯以外での変更は、登記等により変更が確認できる書類を求めると。イ 同一世帯以外での相続による場合は、続柄が確認できる書類を求めると」とありますが、確認のために必要となる書類の種類や名称等の具体的な内容をご教示ください。</p>	<p>アについては、家屋又は土地に関する、登記簿謄本・抄本、売買契約書、贈与契約書及び賃貸借契約書等の写しなど、変更後の所有者であることを示す書類になります。</p> <p>イについては、家屋又は土地に関する、登記簿謄本・抄本、遺産分割協議書及び戸籍謄本等の写しなど、相続により所有権を得たもの、又は前所有者の相続人であることを示す書類になります。</p>
<p>16頁 第4章 需要家システム 第22条（電算処理業務及び甲が必要とする帳票作成業務） 10項</p> <p>「甲から依頼があったときは、乙は甲の職員に対し需要家システムの操作研修を行うものとする。」とありますが、操作研修については、甲と協議のうえ下記の対応方法により実施すると解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>① 操作マニュアルまたはシステム画面を用いた電話による説明 ② デモ画面を使用して行うオンラインによる説明 ③ 直接訪問による説明</p>	<p>甲乙協議の上、甲の事務所において、乙が直接訪問し実施する事を想定しております。</p>
<p>18頁 第5章 業務の履行 第34条（収納率の目標） 1項</p> <p>「参考 直近3年間の収納率」における過年度収納率は、前年度末時点の未納に対する当該年度の収納をもとに算出した数値（≠全調定金額に対する全収納金額）と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>当該年度末において、前年度末までの未納額について当該年度中に収納した率になります。</p>

<p>20 頁 特記仕様書</p> <p>1 需要家システムの機器の貸与と接続 (1)</p> <p>「甲の指定する事務所に専用端末機 3 台並びにプリンタ 1 台を設置すること。」とありますが、設置する専用端末機とプリンタについては、需要家システムが問題なく動作するスペック及びソフトウェアを見込まれているという認識でよろしいでしょうか。甲が必要とする指定ソフトウェアがある場合、ご教示ください。</p> <p>また、「甲の指定する事務所」とありますが、専用端末機とプリンタの設置場所は登米市上下水道部事務フロア内という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>必要なソフトウェアとしては、需要家システム、マイクロソフト社のワード・エクセル・アクセス、DocuWorksDesk Version9.1.0 以上、PDF ファイルを閲覧するための Adobe Acrobat Reader、ウイルス対策ソフト及び作動させるプリンタに関するソフトウェアやドライバになります。</p> <p>上記以外に、業務を行う上で乙が必要とするソフトウェアがある場合はそれも含みます。</p> <p>専用端末とプリンタは、上記ソフトウェアが問題なく作動するスペックであり、モニターは 24 インチ以上のワイドタイプ（スクエアでないもの）になります。</p> <p>甲の指定する事務所は、お見込みのとおりです。</p>
--	---